

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 10月 11日

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---------------|------------------------|----------|------------------------|-------------|-----------|----|----------|------|--|
| 案件名 | 相模原市個人情報保護条例等の改正について | | | | | | | | | | |
| 所管 | 総務 | 局 区 | 総務 | 部 | 情報公開 | 課 | 担当者 | 峰尾 | 内線 | 2222 | |
| 概要 | <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)の改正に伴い、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)を改正するもの。 また、同条例の改正に伴い、同条例との整合を図るため相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)を改正するもの。</p> | | | | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | <p>個人情報の定義の明確化について 個人識別符号の概念の導入について 要配慮個人情報の取扱いについて 要配慮個人情報を収集制限の対象とすることについて 非識別加工情報の仕組みの導入について 非識別加工情報の仕組みの導入の検討について</p> | | | | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | なし | 施策番号及び実施計画事業名 | | | | | | | | | |
| 審議(希望)日 | 関係課長会議 | 平成29年 | 10月 | 3日 | 政策調整会議 | 年 | 月 | 日 | | | |
| | 局・区経営会議 | 平成29年 | 10月 | 23日 | 政策会議 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | 条例 改廃あり | 議会上程時期 | | 平成30年3月 | 定例会議 | 報道への情報提供 | | なし | | |
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 平成29年12月 | | 議会への情報提供 | | 部会 | 平成29年12月 | | |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | なし | | | | | | |
| 検討経過等 | 関係部局との調整 | | 関係部局名等 | | 調整項目 | | 調整状況 | | | | |
| | | | 総務法制課 | | 条例の規定内容について | | 調整中 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | | | |
| | | | 月日 | 会議名等 | | 内容 | | | | | |
| | | | H29.4.26 | 関係課打合せ会議 | | 情報提供及び課題の抽出 | | | | | |
| | | H29.8.23 | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会諮問 | | 相模原市個人情報保護条例の見直しについて諮問 | | | | | | |
| | | H29.9.21 | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会答申 | | 相模原市個人情報保護条例の見直しについて答申 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |
| 関係課長会議の結果等 | 原案を | | 上部庁議へ付議する。 | | | | (局経営会議) | | | | |
| 関係課長会議の出席課・機関等 | 総務法制課 | | 企画政策課 | | 情報政策課 | | 税制課 | | | | |
| | 危機管理課 | | 区政支援課 | | 健康福祉総務室 | | こども・若者政策課 | | | | |
| | 環境経済総務室 | | 産業政策課 | | 都市建設総務室 | | 教育総務室 | | | | |
| | 消防総務課 | | 議会総務課 | | 市選挙管理委員会事務局 | | 監査委員事務局 | | | | |
| | 人事委員会事務局 | | 農業委員会事務局 | | 情報公開課 | | | | | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>新たに要配慮個人情報として取扱い制限の対象となる個人情報について、取扱い制限の適用除外の審議会への諮問の時期はいつか。 来年の4月～9月に開催予定の審議会に諮る予定である。なお、諮問・答申についてはできる限り類型化を図りたいと考えている。 今後の事務の進め方はどのようになるのか。 前回庁内調査をしたが、再度全庁照会して確認していく。また、法令等の規定に基づく場合の判断も、法令等に明記されている以外に法令等の規定の趣旨や目的から取扱い制限情報を取り扱うことが明らかに予定されている場合等もあるため、全庁照会の際にその取扱いを示していきたい。 個人識別符号にある虹彩とは何か。 人間の眼球の中にある薄い膜で、瞳孔の大きさを調節する機能を持つものをいう。個人によって模様が異なることから、この特徴を利用し、専用の機械で虹彩認識を行うことで指紋と同じように個人を特定することができる。 個人情報の定義に個人識別符号が加わったが、今までより個人情報の範囲が広がるのか。 今までと個人情報の範囲は変わらない。個人識別符号という新しい概念の導入により個人情報の定義が明確化され、個人識別符号については他の情報との照合を必要とせず、単体で個人情報となる。</p> | | | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

1 事案の概要

行政機関個人情報保護法の一部が改正され、平成29年5月30日から施行された。

市の保有する個人情報については、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第11条第1項の趣旨を踏まえ、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意した、個人情報保護条例の見直しが求められていることから、相模原市個人情報保護条例を改正するもの。

また、相模原市情報公開条例についても、相模原市個人情報保護条例の改正に伴い、同条例との整合を図るための改正を行うもの。

2 条例の改正内容

(1) 相模原市個人情報保護条例の改正

ア 個人情報の定義の明確化

行政機関個人情報保護法と同様に、個人識別符号（指紋データ、旅券番号等）を個人情報の定義に加える。

イ 要配慮個人情報の取扱い

(ア) 行政機関個人情報保護法と同様に、要配慮個人情報(人種、信条、病歴、犯罪の経歴等)の定義を設ける。

(イ) 個人の権利利益の保護の観点から、条例で定める取扱いの制限の対象を広げ、要配慮個人情報全てを取扱い制限の対象とし、原則として要配慮個人情報を取り扱ってはならないとする。

取扱い制限の例外

a 法令又は条例の規定に基づいて取り扱うとき。

b あらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めて取り扱うとき。

(2) 相模原市情報公開条例の改正

相模原市個人情報保護条例の改正に伴い、同条例との整合を図るため、個人に関する情報の定義を明確化するための改正を行う。

3 引き続き検討するとした事項(相模原市個人情報保護条例)

非識別加工情報の仕組みの導入

行政機関個人情報保護法において、非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であり、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の制度が導入され、民間事業者の利活用の制度ができた。

市で制度を導入するには、ニーズの把握や民間事業者からの提案の審査の在り方などの課題の整理等が必要であることから、引き続き検討事項とする。

4 今後のスケジュール

平成29年10月～ 庁議

12月 総務部会

パブリックコメントの実施

平成30年 2月 3月定例会議に議案上程

3月 条例施行（2(1)イ(イ)に係る部分を除く。）

10月 条例施行（2(1)イ(イ)に係る部分）

総務局経営会議 議事録

開催日 平成29年10月23日

出席者 梅沢副市長 総務局長 総務部長 渉外部長
総務法制課長 渉外課長 情報公開課長

1 相模原市個人情報保護条例等の改正について

(説明者：総務部長)

(1) 主な意見等

今回の条例改正は、行政機関個人情報保護法において、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の保護が盛り込まれたことを受けて、改正するということか。

そのとおり。個人識別符号という新たな概念が導入されたが、従来の個人情報の範囲と変わらない。取扱い制限の対象の範囲をセンシティブ情報を含めた要配慮個人情報まで広げ、より保護を厚くするものである。

非識別加工情報のデータの加工は市でできるのか。

あらかじめどのようなデータを持っているのかを示しておき、利用の申出があれば、必要な加工を行うという手順である。専門性の高い加工処理などは、委託により行う作業となる可能性が高い。

非識別加工情報の利用を行うことによって、市の財源とすることはできるのか。

国は手数料を徴収しており、同じように手数料を徴収することで市の財源とすることができる。ただし、作成に係る経費を除くと低額となることが想定される。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上